

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

お知らせ ○ 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 …… 教 職 員 課 1頁

お 知 ら せ

令和7年9月9日付け三重県公報第650号に、教育委員会関係規則が次のように掲載されました。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第二号）の規定に基づき、公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年九月九日

三重県人事委員会委員長 浅 尾 光 弘
三重県教育委員会教育長 福 永 和 伸

三重県人事委員会規則 第一五号 三重県教育委員会規則

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年 ^{三重県人事委員会規則}
^{三重県教育委員会規則} 第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(休暇の単位及び計算) 第十五条 (略) 2・4 (略) 5 一時間を単位とする介護休暇は、一日を通じ四時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該四時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）の範囲内とする。 6 介護時間は、一日（当該介護時間と要介護者を異にし、半日を単位とする介護休暇の承認を受けた日を除く。）を通じ二時間（育児休業条例第二十八条第一項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該二時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）の範囲内とする。 7・8 (略)	(休暇の単位及び計算) 第十五条 (略) 2・4 (略) 5 一時間を単位とする介護休暇は、一日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した四時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該四時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）の範囲内とする。 6 介護時間は、一日（当該介護時間と要介護者を異にし、半日を単位とする介護休暇の承認を受けた日を除く。）を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した二時間（育児休業条例第二十八条第一項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該二時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）の範囲内とする。 7・8 (略)

附 則

この規則は、令和七年十月一日から施行する。